

したうえで補助金額を決定するよう補助金交付要綱を見直しされた。

イ 屋内ゲートボール場（すぱーく両津）の運営費補助について、その必要性の根拠として佐渡市と社会福祉協議会との間には協定等がなく不明である。今後は支出根拠について明確にされたい。

## 2 農林水産課

### (1) 就農研修支援交付金について

当該交付金額は1人当たり30万円となっているが、営農技術などの支援における指導料等の基準や指導回数等の規定がないため、交付金額の妥当性が確認できなかった。今後は、これらについて指導料等の基準を決定されたい。

## 3 社会教育課

### (1) ジオパーク推進協議会負担金について

当該協議会は社会教育課内に事務局を置いているが、臨時職員に関する規則に臨時職員の賃金額の規定がなかった。他団体の事務局を市が担っている場合は、特に公金に準じて厳正に事務手続きを行なう必要がある。支出に関してはその支出根拠を規定し明らかにされたい。

されたい。

### (2) 佐渡市体育協会補助金（佐渡市スポーツ推進事業補助金）について

補助金交付決定通知の決裁において、繰越金を必要な額として認定し、補助金額の減額等を行っていなかった。今後は、多額な繰越金がある場合の規定について考慮されたい。

## 4 観光振興課

### (1) グルメ旅造成開発事業ほかについて

当該事業のみならず、宿泊魅力向上事業、予約サイト活用事業等の委託契約について、1者随意契約としているが、1者でないといけないという根拠が乏しい。契約の公正性を保つため1者随意契約ではなく入札するよう検討されたい。

## 5 税務課

### (1) 市民税・固定資産税の滞納処理について

ア 数年間にわたって高額な固定資産税を滞納している者が、年間の課税額以下の納税に留まり、毎年更に滞納額が増加しているという

事例が確認された。このことは、税の公平性の見地からも財政的見地からも当市にとって非常に重要かつ深刻な問題である。滞納処理対策については、税務課だけではなく全庁的課題として早急に取り組まれたい。

イ 税の滞納処理として佐渡市は毎年高額な不納欠損処理を行っているが、安易に不納欠損処理を行わないよう不断の努力をされたい。特に時効による不納欠損処理については、時効中断となる対策により

時効の完成を回避するよう対処されたい。

# 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

～広げよう 地域に根ざした おもいやり～

大正6年5月12日に誕生した民生委員制度は、来年100周年を迎えます。

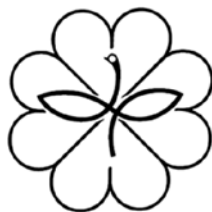
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として、生活上の悩み事や心配事の相談・支援や行政機関等へのつなぎ役としてボランティアで活動しています。

佐渡市では、217人の委員が活動しており、お住まいの住所によって担当委員が決まっています。

また、子育て支援や児童健全育成活動を専門的に担当する主任児童委員もいます。

民生委員法により守秘義務があり、相談の内容や個人の秘密は固く守るよう義務づけられていますので、安心してご相談ください。

**お問い合わせ** 市役所社会福祉課 地域福祉係  
☎ 63-5113  
または各支所・行政サービスセンター



民生委員・児童委員のマーク

